

秋田県知事登録 不動産鑑定業の登録申請(新規)

不動産鑑定業を営もうとする者で、秋田県のみに事務所を設ける場合は秋田県知事の登録が必要となります。

【提出書類】

○…必要、△…場合により必要、×…不要

	書類の名称	記載事項等	書類の 要否	
			個人	法人
1	登録申請書(別記様式第7)	・ 第一面だけでなく、第二面も作成。	○	○
2	不動産鑑定業経歴書 (別記様式第8 添付書類(イ))	・ 新規登録申請の場合、創業年月日のみ記載(法人の場合は会社設立年月日、個人の場合は最初の登録申請日)。	○	○
3	不動産鑑定士及び鑑定士補の氏名 (別記様式第8 添付書類(ロ))	・ 専任の不動産鑑定士だけでなく、全ての不動産鑑定士(補)について記載。	○	○
4	法第25条各号に該当しないことを誓約する書面 ※署名のうえスキャンし、アップロード願います。	・ 個人用は申請者分1枚。 ・ 法人用は申請者及び役員分の2枚。	○	○
5	法第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面	・ 専任の不動産鑑定士の任命書、辞令または証明書を提出。 申請者が専任の不動産鑑定士を兼任している場合は不要。	△	△
6	住民票の抄本 ※スキャンし、アップロード願います。	・ 申請者が個人の場合は申請者のもの。 ・ 個人または法人に関わらず、専任の不動産鑑定士のもの。	○	○
7	定款又は寄付行為 ※データの場合はデータ、紙の場合はスキャンし、アップロード願います。	・ 「目的」欄に「不動産鑑定評価業務」等の記載があること。	×	○
8	登記事項証明書(商業登記簿謄本) ※スキャンし、アップロード願います。	・ 「現在事項証明書」で可。	×	○
9	登録申請者の略歴書 ※署名の上スキャンし、アップロード願います。	・ 法人の場合は監査役を除き、「登録申請書」の「役員氏名」欄に記載した役員全員について作成。	○	○
10	事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書 ※署名の上スキャンし、アップロード願います。	・ 申請者が専任の不動産鑑定士を兼任している場合は「登録申請者 兼 専任の不動産鑑定士の略歴書」を作成。	○	○
11	事務所案内図 ※任意様式	・ 参考として余白に駅等からの距離または所要時間を記載。	○	○
12	事務所を確認する書面 ※データの場合はデータ、紙の場合はスキャンし、アップロード願います。	・ 個人で住所地以外の場所に事務所がある場合、賃貸借契約書の写し等を提出。	△	×
13	不動産鑑定士の登録通知の写し	・ 登録番号の確認。	○	○

※ 住民票の抄本および登記事項証明書は、申請日から3ヶ月以内に発行のものをご提出ください。

【手数料】

15,600円

県の電子申請・届出サービスから納入をお願いいたします。(クレジットカード払いのみ)

【提出方法】

県の電子申請・届出サービスからお願いいたします。

【担当】

窓口:秋田県庁6階 秋田県 建設部 建設政策課 用地チーム

TEL:018-860-2421(直通) FAX:018-860-3800

住所:〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号